

火災予防査察（立入検査）にご協力ください

ご用意いただきたいもの（届出や作成の義務がない場合もございます）

- 共用部（機械室、電気室、パイプスペース、ダクトスペース、屋上、地下等）の鍵等
- 消防用設備等の点検結果報告書の控え ・ 入居テナント一覧
- 上記以外の防火管理に係る書類
（防火管理者選任届、消防計画作成（変更）届、消防計画に基づく火災予防の自主点検表 等）

事前に調整・周知していただきたいこと

- 各テナント内も立ち入りますので、事前に周知をお願いします。
- テナント内の検査については、テナント関係者の立ち会いをお願いします。
- 立ち会いを希望する時間帯があれば、可能な限り調整しますので事前にお知らせください。

新型コロナウイルス感染予防対策の実施について

- 検査員は、検温・手指の消毒・マスクの着用を徹底します。
- 現場滞在時間を短縮するため、事前調整等により効率化を図ります。
- その他感染予防についてご要望があれば、可能な限り対応します。

火災予防に関する立入検査の流れ

事前連絡

- 担当者から、立入検査の日程調整について電話等で連絡します。
- 現在のテナント入居状況ほか、届出状況等を確認します。

火災予防査察（立入検査）

- 共用部及びテナント内について、消防設備の設置状況や避難経路等を確認します。
- 消防隊等は検査中に災害出場する可能性があります。ご了承下さい。

立入検査等結果通知書の交付・改善計画報告書の提出

- 改善を要する事項があれば、「立入検査結果通知書」「改善計画報告書」をお渡しします。
- お渡しした「改善（計画）報告書」に必要事項を記載し、後日、消防署へ提出してください。

【お問い合わせ】横浜市西消防署 総務・予防課 予防係 査察担当
所在地：〒220-0041 横浜市西区戸部本町 50 番 11 号
Tel / FAX : 045-313-0119 E-mail : sy-nishi-sasatsu@city.yokohama.jp